

「東京都公共職業訓練に係る障害者等 訓練修了者雇入奨励金」申請の手引き

東京都が実施する公共職業訓練を修了した障害者等の訓練修了者を雇入れた事業主等に、奨励金を支給することにより、訓練修了者の安定雇用の促進を図ることを目的としています。

～ 奨励金支給までの流れ～

【奨励金の支給対象】

- 1 支給対象となる職業訓練を修了した日の翌日から6か月以内の訓練修了者
- 2 奨励金の支給対象となる訓練修了者は、平成29年3月31日までに訓練を修了した者（詳細は次頁）
 - (1) 障害者の訓練修了者
 - (2) 45歳以上65歳未満の訓練修了者
 - (3) 母子家庭の母等の訓練修了者
(障害者以外の訓練修了者では、雇用保険の受給を受けていた方は対象になりません)
- 3 6ヵ月以上の期間の定めのある雇用契約（当該契約を更新すること又は更新する場合があることが明示されているものに限る）又は期間の定めのない雇用契約を締結している方（雇入れ時の年齢が65歳未満）を雇入れた事業主の方

申請 手 続

【奨励金の手続】

修了した東京都立職業能力開発センター・校、東京障害者職業能力開発校に雇入れの日から3か月以内に申請してください。

(提出書類)

- ・東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給申請書兼請求書(第1号様式)
- ・その他東京都が指定する添付書類

書 類 提 出

【書類の受理】

- ・申請内容に間違い等がないか確認のうえ書類を受理します。
- ・申請順で支給決定がされるため、受理がされた場合でも東京都予算を超えた場合には、奨励金が支給されない場合があります。

審 査

訓練修了者1人につき奨励金50万円の支給

1 訓練修了者の要件

東京都公共職業訓練に係る障害者等雇入奨励金の対象となる対象区分と対象者は以下のとおり。なお、全ての訓練は、平成29年3月31日までに当該訓練を修了した者（雇入れ時の年齢が65歳未満の方）であること。

区分	対象者
障害者 (※1)	(1) 東京障害者職業能力開発校（以下「東障校」という。）が実施する障害者の施設内訓練の受講を認められ、当該訓練を修了した者。
	(2) 東京障害者校が外部機関に委託して行う障害者の委託訓練の受講を認められ、当該訓練を修了した者。
	(3) 東京都立職業能力開発センター（以下「能力開発センター」という。）が実施する知的障害者の施設内訓練の受講を認められ、当該訓練を修了した者。
	(4) 雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則に基づく公共職業安定所長の受講指示を受け、能力開発センターが実施する上記(1)から(3)以外の施設内訓練又は委託訓練を受講し、平成29年3月31日までに当該訓練を修了した者であること。
45歳以上65歳未満の者 (※2)	(1) 雇用対策法施行規則に基づく公共職業安定所長の受講指示を受け、能力開発センターが実施する施設内訓練又は委託訓練を受講し当該訓練を修了した者。
母子家庭の母等 (※3)	(1) 雇用対策法施行規則に基づく公共職業安定所長の受講指示を受け、能力開発センターが実施する施設内訓練又は委託訓練を受講し当該訓練を修了した者。
	(2) 雇用対策法施行規則に基づく公共職業訓練所長の受講指示又は受講推薦等を受け、「母子家庭の母等に対する職業的自立促進事業」の委託訓練を受講し当該訓練を修了した者。

※1 障害者とは、障害者雇用促進法第2条第1号に定める障害者をいう。ただし、当該奨励金の対象となるそれ以外の障害者は、障害者雇用促進法第2条に定める障害者以外の者であって、東京障害者職業能力開発校長が当該校の実施する施設内訓練又は委託訓練の受講を認めたものをいいこれを含むものとする。

※2 45歳～65歳未満の者の年齢は公共職業訓練の開始の日現在とする。

※3 母子家庭の母等とは、雇用対策法施行規則第2条第2項第8号に定める母子家庭の母等及び同施行規則第2条第2項第8号の2に定める者をいう。

2 奨励金の支給にあたっての条件等

奨励金を申請するためには、以下の条件を満たしている必要があります。

事業主の条件	① 直近3か年の事業年度において都税の未納付がないこと。
	② 訓練修了者を雇入れる際の当該訓練修了者の労働条件が法令に違反していないこと。
	③ 訓練修了者を雇入れた日の前日から起算して前6ヵ月間において、当該事業主が雇用するものであって雇用保険法（昭和49年法律第106号）の一般被保険者が、事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等を原因とする離職をしていないこと。
	④ 雇入れた訓練修了者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類を整備、保管している事業主であること。
	⑤ 奨励金の支給の申請の日において、当該申請に係る訓練修了者を6ヵ月以上の期間の定めのある雇用契約（当該契約を更新すること又は更新する場合があることが明示されているものに限る）又は期間の定めのない雇用契約により一般被保険者（当該雇入れた訓練修了者が支給の申請の日までに65歳となった場合は高年齢継続被保険者）として東京都内の事業所（本社を含む。）で雇用していること。 * 本社が都外にある場合でも、雇用している事業所が都内にあれば対象となります。
	⑥ 国が基本財産又は資本金等に対し2分の1以上の出資その他財政支出等を行っている法人等の団体及び東京都監理団体指導監督要綱第2に定める東京都監理団体でないこと。

⑦	事業主（事業主が法人その他の団体である場合は当該団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員）が暴力団関係者でないこと。
⑧	同一人の訓練修了者に関して次に定める補助金及び助成金等の支給を受けていないこと。 ・公益財団法人東京しごと財団が実施する東京都緊急就職支援事業助成金 ・東京都が実施する東京都障害者安定雇用奨励金
⑨	事業主が東京都緊急雇用臨時特例交付金事業を受託し、事業の実施のため委託経費により訓練修了者を採用していないこと。
⑩	⑧及び⑨のほか、事業主が東京都から委託事業を受託し、当該委託経費により、訓練修了者を採用し賃金等を支給していないこと。

3 提出書類

●雇入後3か月以内に申請書類を提出してください。

●提出先：生徒が修了した東障校、能開センター・校、委託訓練については、委託元の管轄校

※公益財団法人東京しごと財団が実施する障害者委託訓練については東京障害者職業能力開発校が提出先となります。

提出書類	内容	部数
(1) 東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金申請書兼請求書	東京都様式（第1号様式）	1部
(2) 印鑑登録証明書	法人登記している法務局に申請してください。 直近3か月以内のもの	1部
(3) 法人の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 個人事業主においては、個人事業の「開廃業等届出書」及び「住民票」	法人登記している法務局に申請してください。個人の方は過去に申請した開廃業等届を提出してください。 直近3か月以内のもの	1部
(4) 会社案内またはこれに類するもの	雇用している事業所が都内に所在することがわかる書類を提出してください。無い場合には、定款を添付してください。また、事業内容がわかるものを提出してください。	1部
(5) 直近3年間の都税の納税証明書	都税事務所に申請してください。申請の方法については、主税局または都税事務所にお問合せください。 法人事業税・法人都民税、個人事業税の納税（課税）証明書を提出してください。 個人事業主においては、個人事業税と住民税の納税証明書をお持ちください。 公益法人等で、法人事業税が非課税で法人都民税が免除になっている場合には、免除が分かる書類を提出してください。 法人・個人ともに非課税事業については、非課税を証する書類を提出してください。	1部
(6) 就業規則又はこれに準ずるものの写し	法律上の作成義務がない企業（労働者が10人未満）でも、準ずるものを提出すること。	1部
(7) 雇入れた訓練修了者に係る雇用契約書の写し	雇用契約書等と就業規則等で、雇用期間の定めの有無、就業時間、勤務地を確認できるものであること。（6ヵ月以上の期間の定めのある雇用契約の場合、雇用契約書若しくは書面で契約を更新すること又は更新する場合が明示されていること。）	1部

(8) 雇入れた訓練修了者の雇入れ日から申請の日までの在籍状況が確認できる帳簿等の写し	出勤簿又は出勤状況がわかる資料とする。タイムカードも可。申請の日とは、奨励金申請書兼請求書の提出日とする。	1部
(9) 雇入れた訓練修了者の賃金の支払い状況が確認できる賃金台帳の写し	賃金台帳の写し	1部
(10) 公共職業安定所長が交付する雇入れた訓練修了者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)の写し	雇用保険被保険者証(事業主通知用)の写しでも可	1部
(11) 国の出資その他財政支出等の状況が確認できる財務諸表等の写し	国の出資その他財政支出等の状況が確認できる資料とする。国の出資その他財政支出等がない場合は提出不要。	1部
(12) 規則第4条第8号に該当しないことを記した誓約書	東京都様式(第1の2号様式)	1部
(13) 支払金口座振替依頼書※	東京都様式	1部

※ 支払口座登録を新たに行う場合は、支払金口座情報登録依頼書を提出が必要となります。契約に使用する捺印を行ったうえ支払金口座情報登録依頼書の登録を申請の前に行ってください。その際、契約に使用する印鑑の印鑑登録証明書が必要となります。支払金口座情報登録依頼書は、東京都会計管理局ホームページからダウンロードが可能です。(http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/keiyaku.htm) 記入・捺印の上申請先に提出してください。

4 奨励金の額

採用者1人につき1回限り 50万円(定額)

例1) 対象者を2人採用した場合は、50万円(50万円×2人)の助成となります。

例2) 対象者が最初に入社した企業で奨励金が支給されていた場合は、2回目に入社した企業では奨励金の対象とはなりません。

5 奨励金申請書類受理・支給事務について

奨励金の申請書類受理・支給事務は、生徒が修了した東京障害者職業能力開発校、能力開発センター・校で実施します。民間教育機関に委託している場合には、委託先ではなく管轄している東京障害者職業能力開発校、能力開発センター・校になります。

6 その他

- (1) トライアル雇用(試行雇用)の場合は、トライアル雇用期間を、1ヶ月若しくは2ヶ月などで終了し、3ヶ月以内に6ヶ月以上の雇用契約等を締結した場合若しくはトライアル雇用期間中に新たに6ヶ月以上の雇用契約等を締結した場合は支給対象となります。(トライアル雇用開始から3ヶ月以内に申請が必要)
- (2) 奨励金の支給にあたっては、企業実態や雇用状況等の確認のために現地確認及び採用者への聞き取り調査を行う場合があります。これらの調査にご協力いただけない場合は、奨励金の支給ができない場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 本奨励金に関する書類は、最後に支給決定した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間整理保管してください。
- (4) 偽りその他不正な手段により奨励金の支給の決定を受けたとき又は事業主(法人その他の団体である場合は当該団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員)が暴力団関係者に該当することとなったときは、すでに支給した奨励金を返還していただきます。

7 この手引きに関する問合せ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課公共訓練係 電話03-5320-4807

申請先一覧

	職業能力開発センター	郵便番号	所在地	電話
1	中央・城北職業能力開発センター	112-0004	文京区後楽1-9-5	03-5800-2611
2	中央・城北職業能力開発センター 高年齢者校	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター10階	03-5211-2340
3	中央・城北職業能力開発センター 板橋校	174-0041	板橋区舟渡2-2-1	03-3966-4131
4	中央・城北職業能力開発センター 赤羽校	115-0056	北区西が丘3-7-8	03-3909-8333
5	城南職業能力開発センター	140-0002	品川区東品川3-31-16	03-3472-3411
6	城南職業能力開発センター 大田校	144-0044	大田区本羽田3-4-30	03-3744-1013
7	城東職業能力開発センター	120-0005	足立区綾瀬5-6-1	03-3605-6140
8	城東職業能力開発センター 江戸川校	132-0021	江戸川区中央2-31-27	03-5607-3681
9	城東職業能力開発センター 台東分校	111-0033	台東区花川戸1-14-16	03-3843-5911
10	多摩職業能力開発センター	196-0033	昭島市東町3-6-33	042-500-8700
11	多摩職業能力開発センター 八王子校	193-0931	八王子市台町1-11-1	042-622-8201
12	多摩職業能力開発センター 府中校	183-0026	府中市南町4-37-2	042-367-8201
13	東京障害者職業能力開発校	187-0035	小平市小川西町2-34-1	042-341-1411

